

令和7年度 第1回さいたま市景観審議会

議案1

さいたま市屋外広告物条例施行規則の 改正（案）について

令和8年1月19日

さいたま市都市局都市計画部都市計画課



さいたま市屋外広告物条例（平成14年12月26日制定、平成15年4月1日施行）

屋外広告物法（昭和24年6月3日）に基づき、

- ・ 良好な景観の形成
- ・ 風致の維持
- ・ 公衆に対する危害の防止

を目的として、屋外広告物及び屋外広告業に対し必要な規制を行うため、市が定めた条例

さいたま市屋外広告物条例施行規則（平成15年2月25日制定、平成15年4月1日施行）

さいたま市屋外広告物条例の施行に必要な事項を定めるもの

- ・ 許可の基準
- ・ 申請書、届出書、届出書類の内容

さいたま市屋外広告条例第31条

市長は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かなければならない。

(1) ~略~

(2) 第7条第2項第1号、第2号、第5号及び第9号、第3項第1号及び第3号、第6項各号並びに第7項、第10条並びに第18条第2項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(3) ~略~

条例第10条において、「条例第6条の許可基準は、規則で定める。」とされており、今回、規則で定められている許可基準を改定したいことから、審議会に諮るもの。

下水道マンホール蓋を利用した広告事業の開始に伴い、さいたま市屋外広告物条例第6条及び同第7条第5項第3号により規則で定める基準を新設するもの。

■条例イメージ

さいたま市

●許可地域（許可を受ければ表示・掲出できる地域）

条例第6条に基づく許可基準に則しているもの

●禁止地域（広告物を表示、掲出物件を設置してはならない地域）

●禁止物件・はり紙等の禁止物件

（広告物を表示、掲出物件を設置してはならない物件）

- 一定の条件下であれば許可不要・禁止地域や禁止物件等への掲出が可能となる（第7条に基づく条例の適用除外）
- 条例第7条第5項第3号は「公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの」を前提として、広告物の種類に応じた基準を満たせば禁止地域でも掲出可能

■現行のさいたま市屋外広告物条例施行規則における広告物の種類

- ・建造物利用広告（屋上利用広告、壁面利用広告、屋上利用広告と壁面利用広告の併設、突出し広告）
- ・建造物から独立した広告
- ・バス停上屋利用広告
- ・広告幕（つりさげを含む。）
- ・広告旗
- ・電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告（袖付広告、巻付広告）
- ・はり紙、はり札及び立看板
- ・置き看板
- ・アドバルーン
- ・アーチ利用広告
- ・標識利用広告
- ・自動車利用広告

► マンホール蓋利用広告に対し、現行の規則で定める基準において
適切な広告物の種類がないため新設

下水道事業における現状の課題

- ・節水型機器の普及や企業等の節水行動
- ・将来的な人口減少による水需要の減少

- ・下水道施設の老朽化に伴う、施設の整備点検調査、修繕などの増加

下水道使用料収入の減少

維持管理費の増大

下水道施設の適切な維持管理を行っていく上で、
下水道事業の財源確保が課題

マンホール蓋広告事業の目的

下水道マンホール蓋を利用した広告掲載事業による広告料収入を下水道事業の財源に充当すること。

■イメージ



■設置箇所イメージ



※駅前広場は屋外広告物条例における禁止地域となっているが、条例第7条第5項
第3号の許可により適用除外することができる

※上記以外に設置希望がある場合は、現地調査等を行った後に、随時受付予定

さいたま市 屋外広告物条例

地色に赤・黄色の原色、
黒色を使用していないか

蛍光塗料や発光塗料を
使用していないか

さいたま市 屋外広告物条例施行規則

基準
新設

表示面積は**0.28平方
メートル以下**であるか

車道及び歩道の
車両乗入れ部にないか

視覚障害者誘導用ブロックが
設置されているものでないか

イメージ



下水道部局

通行者への**安全性**を確保した
材料を使用しているか

さいたま市 広告掲載要綱

公序良俗に反するもの
またはそのおそれがないか

良好な景観又は風致を
害するおそれがないか
など

広告掲載の可否について疑義が生じたときは、
さいたま市広告審査委員会に
意見を求めることができる

■改正内容

さいたま市屋外広告物条例施行規則 別表第2（第7条関係）で定められている**許可基準**について、**マンホール広告についての基準を新設**し下表のとおり改正を行うもの。

改正後	改正前	
1 条例第6条の許可の基準	1 条例第6条の許可の基準	
広告物の種類	基準	基準
[略]	[略]	[略]
建造物から独立した広告	[略]	[略]
マンホール利用広告	<p><u>1 1枚の表示面積は0.28平方メートル以下であること。</u></p> <p><u>2 車道及び歩道の車両乗入れ部上でない、かつ視覚障害者誘導用ブロックが設置されているマンホールでないこと。</u></p>	[略]
バス停上屋利用広告	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

■改正内容

さいたま市屋外広告物条例施行規則 別表第2（第7条関係）で定められている**許可基準**について、**マンホール広告についての基準を新設**し下表のとおり改正を行うもの。

改正後	改正前	
4 条例第7条第5項第3号の許可の基準	4 条例第7条第5項第3号の許可の基準	
広告物の種類	基準	基準
[略]	[略]	[略]
建造物から独立した広告	[略]	[略]
マンホール利用広告	<p><u>1 1枚の表示面積は0.28平方メートル以下であること。</u></p> <p><u>2 車道及び歩道の車両乗入れ部上でない、かつ視覚障害者誘導用ブロックが設置されているマンホールでないこと。</u></p>	[略]
バス停上屋利用広告	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

マンホール蓋広告事業と屋外広告物条例の基準の整合性



	マンホール蓋広告事業	屋外広告物条例
期間	契約期間：原則 3 年	許可期間：3 年（施行規則別表第 3）
更新	更新可	許可期間更新可（条例第12条第3項） ※更新時に条例第18条の2に基づく点検結果を添付
設置場所	<p>【対象外マンホール蓋】</p> <ul style="list-style-type: none">・市が管理していない道路上のマンホール蓋・車道及び歩道の車両乗入れ部に設置されたマンホール蓋・視覚障害者誘導用ブロックが設置されているマンホール蓋・その他、市が広告掲載には望ましくないと認めるマンホール蓋	<p>【許可基準（今回の改正案の一部）】</p> <ul style="list-style-type: none">・車道及び歩道の車両乗入れ部上でない、かつ視覚障害者誘導用ブロックが設置されているマンホール蓋でないこと。

令和8年1月19日 景観審議会において意見聴取

令和8年3月末日 施行規則改正に関する市長決裁

令和8年4月1日 施行予定

以上で議案の説明を終了します。

御審議をお願いいたします。